【鹿角中央病院　介護医療院　料金表】

①　Ⅱ型　介護医療院基本サービス費》多床室

※　（基本サービス費から療養環境減算２５円を引いた金額）

負担割合	要介護区分	利用料（１日）	利用料（３０日）
１割負担	要介護１	７４５円	２２，３５０円
	要介護２	８４２円	２５，２６０円
	要介護３	１，０５０円	３１，５００円
	要介護４	１，１４０円	３４，２００円
	要介護５	１，２２０円	３６，６００円
２割負担	要介護１	１，４９０円	４４，７００円
	要介護２	１，６８４円	５０，５２０円
	要介護３	２，１００円	６３，０００円
	要介護４	２，２８０円	６８，４００円
	要介護５	２，４４０円	７３，２００円
３割負担	要介護１	２，２３５円	６７，０５０円
	要介護２	２，５２６円	７５，７８０円
	要介護３	３，１５０円	９４，５００円
	要介護４	３，４２０円	１０２，６００円
	要介護５	３，６６０円	１０９，８００円

②　介護サービス利用料（各種加算）

加算項目		１割負担	２割負担	３割負担
初期加算 （入院してから３０日まで）	１日につき	３０円	６０円	９０円
特定診療費 感染対策指導管理料	１日につき	６円	１２円	１８円
特定診療費 褥瘡対策指導管理料	１日につき	６円	１２円	１８円
療養食加算（１日３食を限度）	１日につき	１８円	３６円	５４円
協力医療機関連携加算	１月につき	１００円	２００円	３００円
退所時情報提供加算 （Ⅰ）	１回につき	５００円	１，０００円	１，５００円
退所時情報提供加算 （Ⅱ）	１回につき	２５０円	５００円	７５０円
退所時栄養情報連携加算	１回につき	７０円	１４０円	２１０円
科学的介護推進体制加算 Ⅰ	１月につき	４０円	８０円	１２０円
安全対策体制加算	１月につき	２０円	４０円	６０円
経口維持加算（Ⅰ）	１月につき	４００円	８００円	１，２００円
経口維持加算（Ⅱ）	１月につき	１００円	２００円	３００円
ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算（Ⅱ）	１日につき	１８円	３６円	５４円
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） （所定単位数に4.7%を乗じた数）		左の数に １を乗じた数	左の数に ２を乗じた数	左の数に ３を乗じた数

負担限度額認定

介護保険で施設サービスを利用した場合、原則として食費と居住費は入居者の負担になりますが、所得等の要件を満たす方は申請により負担の上限額(負担限度額)が定められ、食費と居住費の負担が軽減されます。

軽減には1年間の有効期間があり、継続して軽減を受けるには毎年申請が必要となります。認定を受けられた場合、負担減限度額認定証が発行されますので、施設へご提出ください。

利用者負担段階

下記の要件をすべて満たす場合に対象になります。

利用者 負担段階	被保険者の所得状況等	預貯金等の資産の額
第1段階	生活保護を受給している	―
	配偶者と世帯全員が市民税非課税かつ本人が老齢福祉年金を受給している	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	配偶者と世帯全員が市民税非課税かつ本人の公的年金等収入金額と年金以外の合計所得金額の合計が82.65万円以下	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階1	配偶者と世帯全員が市民税非課税かつ本人の公的年金等収入金額と年金以外の合計所得金額の合計が82.65万円を超え120万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階2	配偶者と世帯全員が市民税非課税かつ本人の公的年金等収入金額と年金以外の合計所得金額の合計が120万円を超える	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

- 配偶者は事実婚の場合も含みます。配偶者から DV(ドメスティック・バイオレンス)防止法における暴力を受けた場合や、行方不明の場合は除きます。
- 公的年金等収入金額は、課税年金のほか非課税年金（遺族年金、障害年金等）を含みます。
- 合計所得金額は、地方税法上の合計所得金額とは異なります。また、合計所得金額がマイナスの場合は 0 円となります。
- 預貯金等とは、現金、預貯金、信託、有価証券、金銀などの貴金属などをいいます。（負債がある場合は、預貯金等の額から差し引くことができます。）
- 2 号被保険者（40 歳から 64 歳の方）の預貯金等の資産の上限額は、単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円となります。

③　居住費及び食費

項目		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食　費	１日	300円	390円	680円	1,420円	1,545円
	３０日	9,000円	11,700円	20,400円	42,600円	46,350円
居住費 （多床室）	１日	0円	430円	430円	430円	430円
	３０日	0円	12,900円	12,900円	12,900円	12,900円

※　基準費用額　１，５４５円（１日につき）

※　流動食、糖尿病食などの特別食を摂取している方も同様です。

※ 但し、食費、居住費にかかる厚生労働大臣が定める入所者負担額の軽減を受けている場合には、表に定める負担限度額とする。
※ 市町村民税非課税世帯の方で減額申請の手続き（各市町村）をしている方は減額になります。

④ 介護保険外の費用等

	サービスの種類	内容	自己負担額
貸付料	病衣		・ 病衣（パジャマ）1日につき165円
利用料	冷蔵庫等 洗濯	依頼により洗濯等のサービスを行います。	・テレビ代 1日につき110円 ・冷蔵庫代 1日につき110円 ・私物洗濯代 1日につき330円 （内訳） 下着 165円 タオル 165円
その他	理容・美容	依頼により連絡を取ります。	実費相当
	日常生活用品費		実費相当
	おやつ （個人注文）		実費相当

※ その他、日用生活に必要な物品（ただし、おやつを除きます）につきましては、入居者の全額負担となっておりますのでご了承ください。
※ 医療について
当施設の医師で対応できる日常的は医療・看護につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、手術等急性期治療のための医療、精神病院での医療につきましては、他の医療機関による入通院により対応し、医療保険適用により別途自己負担をしていただくことになります。